

郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局をご利用される場合は、当町の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ最初に納入される際、その郵便局に提出してください。

令和8年5月

郵便局長様

石川県津幡町長

郵便局指定通知書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当町の町民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱局に指定したので通知します。

- 口座番号 00750-3-960075
- 加入者の名称 津幡町会計管理者